

# お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること



## 1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

保護者向け

平成26年1月版

インターネットは、簡単な操作で、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない存在となっています。

しかし、インターネットの利用によって、不適切な表現や画像など、**青少年の健全な成長を著しく阻害する情報**にも、触れる可能性があります。また、コミュニティサイトの利用などにより、**友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれる**こともあります。いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、**犯罪の加害者側になる**こともあり、行為によっては**罰せられる場合**もあります。

このようなリスクを減らして、安全・安心なインターネット利用環境を実現するため、「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律**（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、**保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切**です。

### 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する

### お子様の将来のために

インターネットを「使いこなす力」は、これからの社会で必要不可欠です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、賢く有効に使わせましょう。

そのためには、お子様の能力・発達を見極め、その成長に合わせて、インターネットに関する知識・技術や情報モラル・コミュニケーション能力を身に付けさせることが大切です。

### ● お子様インターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、**保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めること**とされています。

## 2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様**にどのような機器**を持たせていますか？ **どのようにインターネットを使用**させていますか？
- お子様**がどのような場所・環境で、どのようなサービス**を利用しているかご存知ですか？ **無線LAN回線(Wi-Fiなど)**は利用していますか？
- 保護者の目が届かないところでの使い方**を含め、**親子で話し合ってルール**を決めていますか？ また、**フィルタリングなど**を設定していますか？

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器が増えています。例えば、**携帯音楽プレイヤー**でもスマートフォンと同じような**サービスやアプリ**を利用できる**機器**があります。



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



ゲーム機



タブレット型携帯端末



携帯音楽プレイヤー

- 上記のような**モバイル端末の普及**により、**お子様のインターネットの使い方**が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、**保護者が気づいていない使い方**をしていませんか？

### □ コミュニケーションアプリの利用

**無料通話やグループでのメッセージ**が利用できる**コミュニケーションアプリ**が急速に普及しています。複数で利用できることから**トラブルも発生**しています。また、見知らぬ人との出会いにつながる可能性がある「**IDの取得**」には注意が必要です。

### □ 店舗などでの無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用

近年、**コンビニや公共施設**などで、無線LAN回線(Wi-Fiなど)を無料提供する場所が増えています。**遊びに出た先で利用している可能性**もありますので、無線LAN(Wi-Fiなど)回線でも安全に使えるように親子で工夫しましょう。  
【3-(3)-Bを参照】

### □ 歩きスマホ、ながら操作

スマートフォンなど、モバイル端末が普及し、**車の通る道路や駅のホームで歩きながら、自転車に乗りながら**、端末を操作する人が増えています。意識が画面に集中することで**視界も狭くなり**、他人やモノにぶつかり、**大怪我をしたり、怪我をおわせたりするような事故**も増えていることから注意が必要です。

### □ いわゆるネット依存

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、**意識せずに長時間利用する人が増えています**。お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、**怒って追い込むのは逆効果**。**親子のコミュニケーションを増やしなが**ら見守りましょう。

### 3 保護者ができる3つのポイント

#### (1) 適切にインターネットを利用させましょう。

● ネットデビュー～初めてインターネットを利用させる場合  
お子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術や情報モラル・コミュニケーション能力を身につけさせましょう。

##### ● 新しい機器をお子様を持たせる前に

お子様の能力・発達を見極め、その成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを話し合しましょう。

単なるプレゼントやご褒美で、安易に与えてしまうのではなく、目的を明確にしましょう。また、機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタル・コントロール機能を設定しましょう。例えば、お子様向けに機能を制限した携帯電話などを使用することも有効な手段の一つです。

モバイル端末は、保護者の目が行き届きにくくなるため、お子様の能力・発達を見極め、その成長に合わせて、使用させましょう。

保護者が使っているモバイル端末はすべての情報が取得可能です。そのまま貸し与えたり、使わなくなったモバイル端末を持たせる場合には、お子様の利用環境に応じて、インターネット接続機能を制限して、自由に決済ができないようパスワード管理をしましょう。

また、アドレス帳などの保護者の個人情報、必要に応じて削除するなど、適切に管理しましょう。

##### ● 持たせ始めが肝心

トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、こまめに利用状況を確認しましょう。

お子様専用の機器として持たせる場合も、保護者が貸して使わせるという意識付けをすることも有効な方法の一つです。保護者の見守りが必要な機器であることを、持たせ始めにしっかり伝えましょう。

##### ● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がどの程度インターネットを使いこなす知識・技術や情報モラル・コミュニケーション能力を身につけているかを見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

フィルタリングやペアレンタル・コントロール機能は、保護者が目の届かないところでインターネットを利用させる際に、保護者の決めたルールの下でお子様を見守るためのツールです。

フィルタリングで利用できないサイトやアプリを利用する場合でも、フィルタリング自体を解除するのではなく、特定のサイトやアプリだけ利用できるように「カスタマイズ」することが可能です。

お子様の能力・発達を見極め、その成長に合わせてお子様を見守るために積極的に活用しましょう。

#### (2) 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

##### ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

□ お子様がお使いしているサービスと一緒に見てみましょう。  
一緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。

□ お子様と話し合っルールを作りましょう。

なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルールを一方的に押し付けるのではなく、インターネットを使う目的をはっきりさせましょう。

□ お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。

お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合しましょう。

□ ルール違反があった場合、次はどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。

一時利用禁止など、ルール違反があった場合のルールを事前に決めておくことで、ルールを守る責任感が生まれます。次に違反しないように話し合しましょう。

□ トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。

お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

##### 友達との保護者と連携しましょう。

コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、子ども達同士のトラブルが発生しています。保護者同士で情報交換し、子ども達同士のルールを作るなど、学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組が大切です。

##### 家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。

- ・ お子様と一緒に、きちんと守れるルールを作りましょう。
- ・ ルール違反が明確になるルールを作りましょう。
- ・ ルールを気分次第で運用しないようにしましょう。

##### ● ご家庭のルールの具体例

インターネットも「公共の場所」なんだね。

- ・ 困ったときはすぐに相談する。
- ・ 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・ インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- ・ 利用する場所や時間帯を決める。
- ・ パスワードは保護者が管理する。
- ・ お金がかかる場合は事前に相談する。
- ・ 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・ 知らない人のメールに返信しない。
- ・ ルールを破ったら、一時利用禁止とする。



ルールとマナーを守ることが大事!

##### ● ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「公共の場所」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。

実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様には、情報モラルなどを身に付けさせて、ルールやマナーを守って利用させましょう。

- ・ 個人情報を書き込まない。
- ・ 他人を誹謗中傷する書き込みをしない。
- ・ 不確かな情報に注意する。 など

#### (3) お子様を持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

##### A 携帯電話を持たせる場合

携帯電話を購入する際に、携帯電話会社のフィルタリングサービスを申し込みましょう。



携帯電話

3G、4G回線やLTEなど



携帯電話会社

携帯電話会社が自動的に違法・有害情報を遮断します。(ネットワーク型のフィルタリング)



インターネット

##### ● 購入のときに18歳未満の青少年に利用させることを伝える

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるのために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

※ 携帯電話会社は18歳未満の青少年が使用する場合、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

## B スマートフォンを持たせる場合

- 購入時にお子様に使用させることを申し出て、**①携帯電話会社のフィルタリング**を利用するとともに、**②WEB（ブラウザ）用**と**③アプリ用**の端末型のフィルタリングをそれぞれを設定しましょう。

### ● WEB（ブラウザ）用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンは、**①携帯電話会社の電波（3G、4G回線やLTEなど）**に加えて、**②無線LAN回線**を使ってインターネットに接続することができます。

**ご自宅や店舗などで無線LAN回線（Wi-Fiなど）に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。**

#### ① 携帯電話会社の電波（3G、4G回線やLTEなど）を使ってインターネットに接続する場合

**購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報を遮断することができます。（ネットワーク型のフィルタリング）**

#### ② ご自宅や店舗などで無線LAN回線（Wi-Fiなど）を使ってインターネットに接続する場合

無線LAN回線（Wi-Fiなど）を利用する場合には、フィルタリングが適用されない場合があります。お子様のスマートフォンに**WEB（ブラウザ）用のフィルタリングを設定して（端末型のフィルタリング）**、違法・有害情報を遮断しましょう。

WEB（ブラウザ）用のフィルタリングを設定しましょう。



アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。



#### ③

### ● アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外でも、様々な機能やサービスがアプリで提供されています。**アプリの多くはインターネットを利用しているため、違法・有害情報を遮断する必要があります。**しかし、携帯電話会社のフィルタリングや、WEB（ブラウザ）用のフィルタリングとは別の仕組みであることから、スマートフォンに**アプリ用のフィルタリングを設定する必要があります（端末型のフィルタリング）。**

また、アプリの違法・有害情報を遮断するには、アプリ用のフィルタリングを設定する以外に、**機器本体の機能として搭載されたアプリのインストールや起動を制限する機能**を活用することも可能な場合があります。スマートフォンによって設定が異なりますので、**購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認**しましょう。

携帯電話会社が自動的に違法・有害情報を遮断します。（ネットワーク型のフィルタリング）



3種類のフィルタリングが必要なんだね！

## ● 「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

危険なサイトに行かないようにする「フィルタリング」

危険なものの侵入を防ぐ「ウイルス対策」

- ・ 個人情報を盗むなりすましサイト
- ・ 架空請求などを目的とするサイト
- ・ 犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ・ ウィルスファイルをまき散らすサイト

守

フィルタリング



○許可

守

ウイルス対策

- ・ ウィルスなどの不正プログラム（不正アプリを含む）
- ・ ウィルスなどが仕込まれたメール
- ・ アドレス帳など、個人情報へのアクセス

○許可

- ・ 健全な運営状態にあるサイト
- ・ 許可リストにあるサイト
- ・ その他、安心な一般サイト

- ・ 一般的なメールやメルマガ
- ・ 友人や知人からのメッセージ
- ・ 信頼できるアプリ など

## C パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合



### ● お子様に機器を持たせる前に設定する

**保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、どんなときでもお子様の安全を守る**ことできるように、**フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタル・コントロール機能を積極的に利用**しましょう。

**タブレット型携帯端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと同じようなアプリやサービスを利用できるものもあります。**

お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？無線LAN回線（Wi-Fiなど）の利用などについて、普段の会話の中で確認しておきましょう。

### ● コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。（警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより）

## 4 保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、確認しましょう。

### 3つのポイント

発達段階に応じて、

- 適切にインターネットを利用させましょう。
- 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。
- お子様に持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

### お子様を見守りましょう

- 使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術や情報モラル・コミュニケーション能力を身につけさせましょう。
- 日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使いこなす力」がどの程度身につけているのか見極めましょう。
- お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービスの範囲を広げるなど、インターネットを利用させる環境を段階的に整えていきましょう。
- お子様がどのようなサービスを使いたいのか話を聞いて、一緒に利用してみましょう。お子様の方が詳しい場合でも、見守ることが大切です。
- 保護者の心配な点を伝え、お子様自身に考えさせてみましょう。

### お子様と会話をしましょう

- お子様と顔を合わせて、普段の出来事やインターネットの使い方について会話をしましょう。  
表情を見ながら会話することで、過度の利用で寝不足になっている、トラブルに巻き込まれて落ち込んでいるなど、お子様の「サイン」を見つけることが大切です。

- 最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会（安心協）は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。

### 個人情報や課金などについて

- 迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせずに、すぐに相談するように伝えましょう。
- 意図せずに、個人情報や位置情報（GPS）が公表されないよう、設定を適切に変更しましょう。
- フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは保護者が確実に管理しましょう。
- 保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。ゲームなどの課金について、お子様と話し合しましょう。



インターネットの安全で便利な使い方を  
もっと教えてほしい！  
保護者も、スマホを実際に使って、  
一緒に学んでほしい！

### 保護者自身が気を付けること

～お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。

- お子様はインターネットを「使いこなす力」を身につけるためには、お子様が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整える必要があります。お子様とともに、保護者自身がインターネットに関する知識・技術や情報モラル・コミュニケーション能力を身につけることが重要です。
- お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。保護者もお子様も、インターネットの過度の利用には注意しましょう。  
とりわけ、モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、長時間利用しがちです。節度のある使い方ができるよう、ご家庭のルールを作ることが大切です。

スマートフォンからはコチラ▶  
<http://good-net.jp>

安心協

検索



## 5 小さなことでも気軽に相談しましょう。

### 機器の購入時に相談窓口を確認しましょう。

インターネット接続機器の購入時は、**フィルタリングやペアレンタル・コントロール機能の利用方法・設定**について、**相談できる窓口を確認**しておきましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インターネット接続事業者（プロバイダ）は利用者から、**フィルタリングサービスを求められた場合は提供する義務があります。**

### 専門機関に相談しましょう。

- 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。  
**違法・有害情報相談センター**（業務委託元：総務省）<http://www.ihaho.jp/>
- インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。  
**インターネット・ホットラインセンター**（業務委託元：警察庁）<http://www.internethotline.jp/>
- 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の相談窓口です。  
都道府県の少年相談窓口（ヤングテレホンコーナーなど）又は最寄りの警察署まで相談してください。  
警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 都道府県警察の少年相談窓口について  
**各都道府県の少年相談窓口** <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>
- 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっている消費生活センターなどの窓口です。  
**消費者ホットライン** 電話 0570-064-370
- インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける相談窓口です。  
**法務局の人権相談窓口（みんなの人権110番）**  
電話 0570-003-110

人権相談

検索